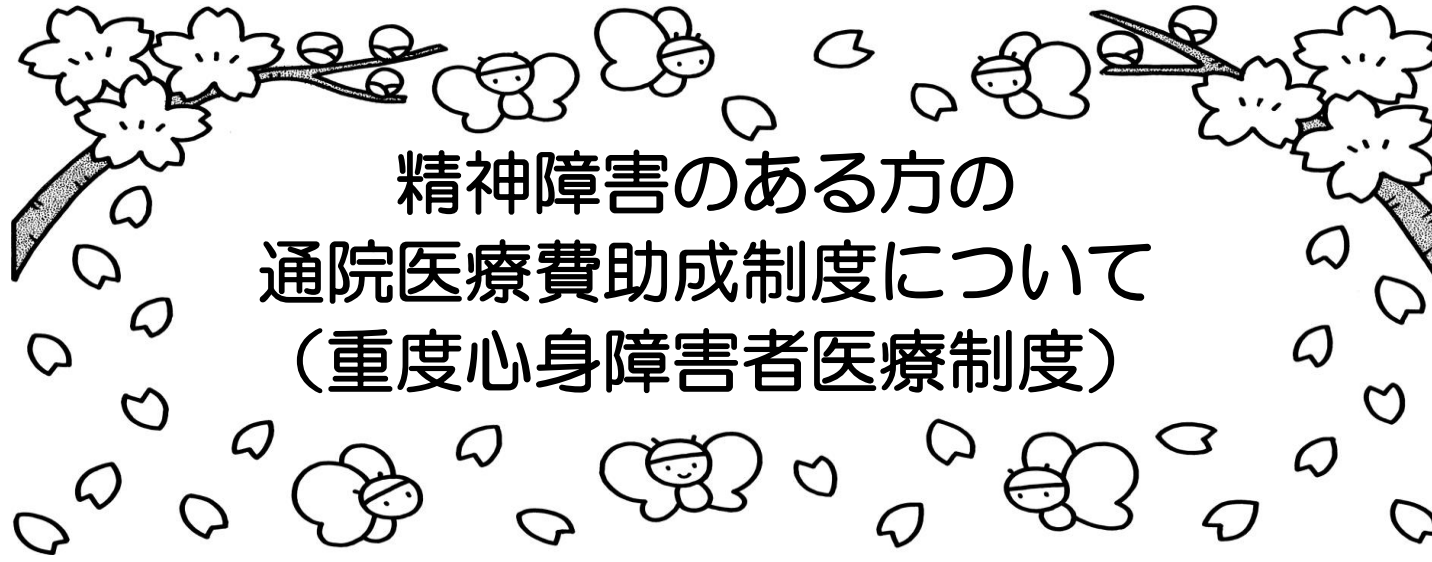




# 精神障害のある方の 通院医療費助成制度について (重度心身障害者医療制度)

## 対象者

精神障害者保健福祉手帳1級 と 自立支援医療受給者証（精神通院）のどちらも所持している方が該当となります。

※所得制限があります。

## 利用方法

### 【広島県内の医療機関で診療を受ける場合】

マイナ保険証等と一緒に受給者証を窓口に提示いただき、1つの医療機関ごとに1日200円を限度で支払ってください。保険薬局での薬剤の支給を受けた場合は、一部負担金を支払う必要はありません。

\*1カ月に同じ医療機関に受診される場合は、通院5日以降の支払いは必要ありません。

### 【広島県外の医療機関で診療を受ける場合】

受給者証が使用できませんので、後日福祉課から医療費の差額を支給します。

領収証・印かん・通帳をお持ちのうえ役場福祉課または各支所町民課まで申請してください。

## ○広島県内、県外どちらも入院については、助成対象外です。

毎年7月に受給者証を更新します。対象者には、受給者証を送付します。

また、審査の結果、手続きが必要な方へは申請書等を送付しますので、必要事項を記入のうえ役場福祉課または各支所町民課まで提出ください。

## お問い合わせ先

神石高原町役場 福祉課 医療係

〒720-1522 神石高原町小畠1701番地

電話：0847-89-3320